

我が国におけるCBPRシステム ～国内認証機関からのご案内～

2016年11月1日

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務室長 片岡 幸一

1967年12月20日	設立
2005年4月1日	「個人情報保護に関する法律」施行
2005年6月27日	経済産業大臣および総務大臣より 認定個人情報保護団体の認定を受ける
2016年1月19日	日本で初めてとなる、アジア太平洋経済 協力（APEC）のCBPRシステムの Accountability Agent, 「AA」に認定さ れる

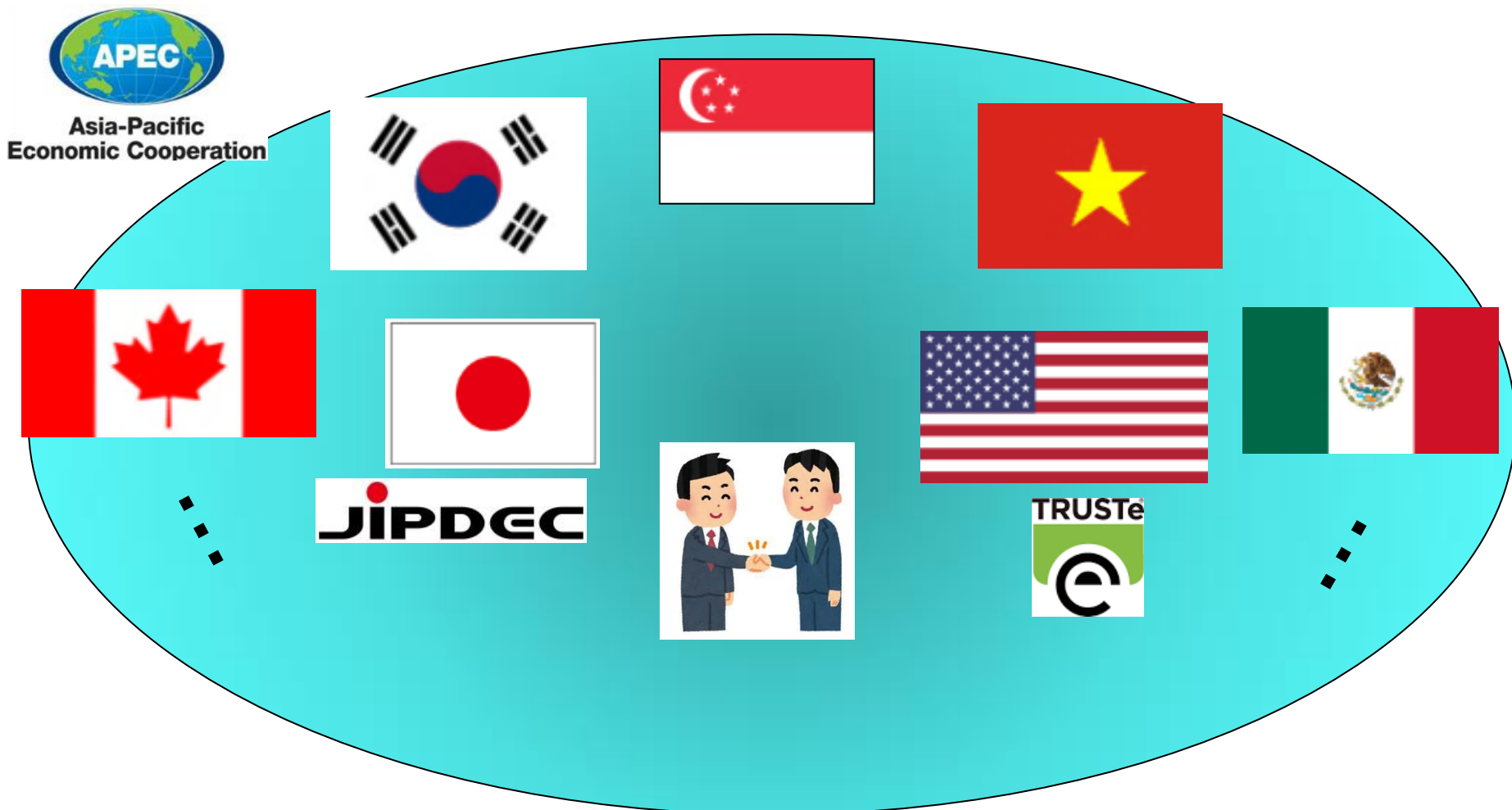
- 2011年にAPEC電子商取引運営グループ（ECSG：Electronic Commerce Steering Group）で策定された。
- APEC域内において国境を越えて流通する個人情報に対する消費者や事業者、行政機関における信用を構築するシステムです。このシステムに参加する事業者には、APECプライバシーフレームワークを満たす個人情報保護方針を構築・運用することが求められます。これらの方針や実務は、アカウントビリティ・エージェント（AA）から、システムの最低限の要求事項を遵守しているかの審査を受ける必要があり、また、法律の執行力が及ぶものでなくてはなりません。
- 日本におけるCBPR認証は、日本国「**個人情報の保護に関する法律**」に規定されている「**認定個人情報保護団体**」の業務に位置づけられていて、同法のもと、政府から認定された認定個人情報保護団体が実施します。



【よくあるご質問】

- ・そもそも、CBPRとはどんなものか？
- ・BCRとCBPR認証の相互認証は？
- ・グローバル企業は、BCRとCBPRの2つも認証取得は負担
- ・審査期間はどれくらいで、費用はどれくらい？

- 政府、米国のAAであるTRUSTeと連携を密にCBPR認証を進めていきます。



■ CBPRの申請窓口

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務室

- E-mail nintei-inq@tower.jipdec.or.jp
- Web https://www.jipdec.or.jp/protection_org/index.html

■ CBPRの申請をご検討中の事業者の方に、個別相談に応じています。

上記窓口に、お気軽に御連絡下さい。

**申請をお待ちしております。
ありがとうございました。**